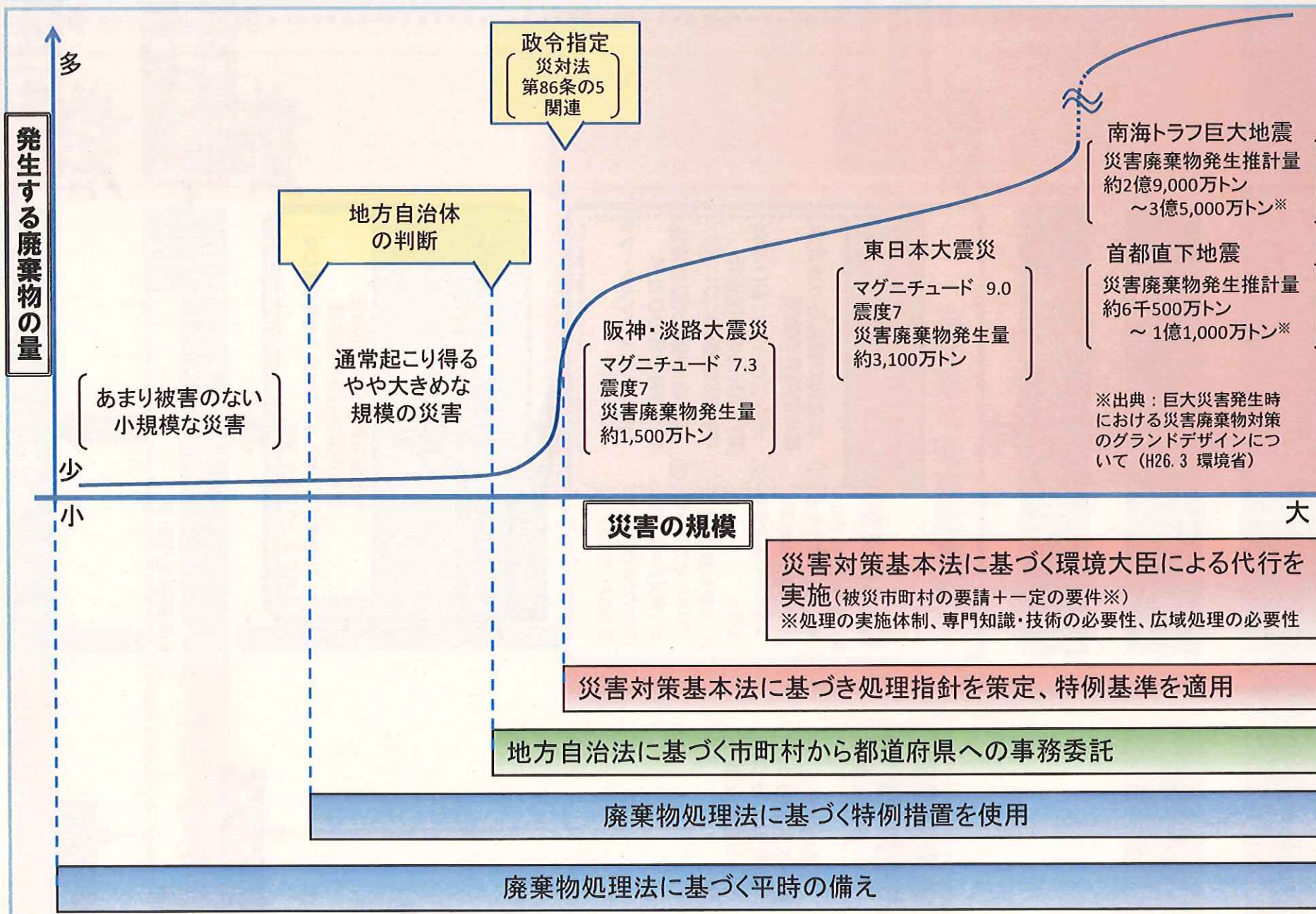


災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



発生する廃棄物の量

多

少

小

災害の規模

大

あまり被害のない
小規模な災害

通常起こり得る
やや大きめの
規模の災害

地方自治体
の判断

政令指定
災対法
第86条の5
関連

阪神・淡路大震災
マグニチュード 7.3
震度7
災害廃棄物発生量
約1,500万トン

東日本大震災
マグニチュード 9.0
震度7
災害廃棄物発生量
約3,100万トン

南海トラフ巨大地震
災害廃棄物発生推計量
約2億9,000万トン
～3億5,000万トン※

首都直下地震
災害廃棄物発生推計量
約6千500万トン
～1億1,000万トン※

※出典：巨大災害発生時
における災害廃棄物対策
のグランドデザインにつ
いて (H26.3 環境省)

災害対策基本法に基づく環境大臣による代行を
実施(被災市町村の要請+一定の要件※)
※処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の必要性

災害対策基本法に基づき処理指針を策定、特例基準を適用

地方自治法に基づく市町村から都道府県への事務委託

廃棄物処理法に基づく特例措置を使用

廃棄物処理法に基づく平時の備え